

令和3年 4月 1日

伐木等業務特別教育（補講）
受講希望者 各 位

林材業労災防止協会青森県支部
支部長 齋 藤 渉
（公印省略）

伐木等業務特別教育（補講）の実施について

日頃より、林材業の労働安全確保につきましては、種々格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、労働安全衛生規則の一部改正及び安全衛生特別教育規程の一部改正が平成31年2月12日交付され、特別教育に係る規程については、令和2年8月1日に施行されました。施行日以降に定められた補講を受講しないと、チェーンソーを用いた伐木造材作業に就けなくなっております。当支部では、安全衛生規則第36条第8号の特別教育（チェーンソーに関する講習を含む）修了者に対し学科2時間、実技0.5時間の補講を実施いたしますので、受講くださるようご案内申し上げます。

記

1. 特別教育受講対象者

安全衛生規則第36条8号「伐木等の業務に係る特別教育」の修了者

2. 開催日時・開催場所

- (1) 開催日時：講習日については、申込書等到着後、当支部から実施日等のご連絡をいたします。
- (2) 開催場所：青森県木材協同組合 青森市大字高田字川瀬104-1

3. 受講の申込

- (1) 受講希望者は申込書（別紙2様式）に写真、特別教育修了証の写しを添えて当支部あて郵送で申し込んで下さい。
- (2) お問い合わせ・申し込み先
林業・木材製造業労働災害防止協会青森県支部
青森市大字高田字川瀬104-1 TEL017-739-8761 FAX017-739-8749

4. 教科及び時間

	科目	講義内容	時間
学科	伐木等作業に関する知識	造材の方法、下肢の切創防止用保護衣等の着用	1 時間
	関係法令	労衛法、安衛令及び新安衛則中の関係条項	1 時間
実技	伐木等の方法	下肢の切創防止用保護衣等の着用	0.5 時間

5. 受講料

林災防会員 4, 500 円 (テキスト代含む)

非会員一般 5, 500 円 (テキスト代含む)

6. 受講料につきましては、受講申込書提出の上、当支部から実施日等のご連絡を受けた後、下記口座宛送金してください。

青森銀行 本店 (普) No.1076740

林業・木材製造業労働災害防止協会 青森県支部 支部長 齋藤 渉

7. 講習と実の携行品

自動車運転免許証等 (公的機関が発行したもので本人確認できるもの) を持参してください。